

## 『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』について

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第18号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び令第6条第20号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アルキル鉛等作業主任者選任予定者を対象にした講習です。令和3年4月1日から「溶接ヒューム」が特定化学物質（管理第2類物質）に適用されます。今回の改正でアーク溶接等作業を現場で指揮する方は、『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を修了した方を作業主任者として選任する必要があります。（※令和4年4月1日から）

講習修了後、試験合格者には「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証」を交付いたします。

### 記

- 日程  
1日目 令和 4年 3月14日(月) 10:00～17:15  
(受付開始 9:30)  
2日目 令和 4年 3月15日(火) 9:30～17:40  
(受付開始 9:10)
- 会場 カルッツかわさき1階大会議室1・2・3・4  
(川崎市川崎区富士見 1-1-4)
- 講師 協会専任講師
- 定員 100名 (先着順に受付)
- 受講料 13,940円 (NET割引はありません)  
(受講料9,980円、テキスト代3,960円含む)
- 講習科目・時間
  - ・特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識【4H】
  - ・作業環境の改善方法に関する知識【4H】
  - ・保護具に関する知識【2H】
  - ・関係法令【2H】
  - ・学科試験【1H】
- 申込方法 本講習会は、本部の講習会となります。



本部HPの【外部】[特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習から申込み下さい。](#)

(<https://www.roaneikyo.or.jp//reserve/detail.php?tid=128>)

申込は、お早めに！！